

# お知らせ

クリーンセンターをご利用のみなさんへ

令和2年4月1日より

ごみの受入基準が一部変わります。

1. 搬入量の制限を一部変更します。

---

2. 受入内容を一部変更します。

---

詳しくは、裏面をご覧ください。

- ※ 身分証明書等で搬入者の確認を行うことがあります。
- ※ ごみの発生場所の確認のために、申請場所に行くことがあります。
- ※ 無許可事業者による請負持込みは受付できません。
- ※ 虚偽申告の場合は、受付できません。
- ※ 分別されていないものは、持ち帰りいただく場合がございます。

お問い合わせ電話番号 : 0778-51-2310  
ホームページアドレス : <http://www.sabae-koikieisei.jp/index.html>  
「鯖江クリーンセンター」で検索。

## 一般廃棄物

### ●搬入量の制限の変更（工事に伴うものは受入不可）

品 名	3月31日まで	4月1日から
建築廃材 木製パレット等	搬入量が軽トラック1台分までなら持込可 (複数回の搬入可)	発生量が軽トラック1台分までなら持込可 (複数回の搬入不可)
ガレキ類 (漬物石、物干し台、コンクリート製品、陶器製、瓦、レンガ等)	搬入量が縦横高さ各50cm以内の箱3箱分までなら持込可 (複数回の搬入可)	発生量が縦横高さ各50cm以内の箱3箱分までなら持込可 (複数回の搬入不可)
建築設備器具 (便器、浴槽、洗面器、ボイラー、流し台、ガスレンジ台等)	個人施工であった場合や、倉庫内に保管してあった場合等のみ受入可	受入不可

### ※ 規格（形状・寸法）の制限に変更はありません

形 状	寸 法
箱状	1.2m×1.2m×2m以下で収まるもの
棒状（直径10cm以下）	長さ2m以下で収まるもの (蛍光灯は長さ1.2m以下に限る)
棒状 (直径10cm以上30cm以下)	長さ50cm以下で収まるもの
板状	5cm×1.2m×2m以下で収まるもの

### ※クリーンセンターで受入れできないごみの問い合わせ先

ごみの発生場所	問い合わせ先	電話番号
福井市	収集資源センター	0776-35-0052
鯖江市	環境政策課	0778-53-2228
越前町	住民環境課	0778-34-8708